

179. 中近世土器としての 信楽焼

1. はじめに

信楽焼きについては、以前「近江における15・16世紀の土器について」という題で去る1988年11月26日に中世土器研究会第7回研究会集会で発表させて頂いた。

その後、その概要を報告にまとめ1989年8月に稿了した。その内容は、現在知られている出土遺物の内、良好な一括遺物からトータル的な近江の中世土器の構成を考えようとするものである。そしてその物差しを作った上で個々の細かな話を進めていこうという考え方であり、中世の前段を森氏が研究を進めているものである。当然のごとく、このなかで信楽焼きをその中のひとつの器種として扱った。

一方、近年信楽焼きをとりあげ近江風土記の丘資料館では「県外出土の信楽焼」（1987年10月）と「中世の信楽」（1988年10月）と二度に渡って企画展が開催された。特にそのうちの「中世の信楽」のなかで、窯の採集遺物を中心に松澤修氏が編年図とともにその概要について寄稿されている。これについては、稿了後であったので触れることはできなかったが、違った方法論によって導きだされた結果ではあるが、信楽出現期の年代等で接点があったことについては喜ばしいことであると感じている。

しかしながら、その後発表された「信楽焼編年の覚え書」についてを読ませていただくについて、その他の内容については、これまでの中近世土器の基礎的研究や中世土器流通論の成果から逸脱した内容の部分や事実の恣意的な見方等が感ぜられるので、あえてこの紙面をお借りしてお叱りを得ることにした。

以前、生産の問題を考えるには時期早々であると述べたが、この気持ちはまだ変わっていない。なぜかといえば近江に於いての中近世土器研究の基礎はまだ足を踏みだしたばかりで資料的にも表にでないものが多かったり、粉れていないものが多いからである。全体のある程度の確固としたものが出来ない時点での判断は誤りを招くからでもある。しかしながら、一方ある程度の目測と方向性は考えて行かなければならないこ

ともまた事実である。

ここではあえてその危険を犯して筆を取ることにした。それは今後の近江の中近世土器研究の方向を考える上で重要な意味を持つものと考えたからである。

よって、舌足らずの部分もあると考えられるが題目の主旨を汲んでいただき御容赦願いたい。

2. 出現期の信楽焼きの分布と横江遺跡について

信楽焼き出現の問題については、古代から続く窯業生産となるか、中世以降に開かれた窯業となるかが、まず最初の問題点であった。これの答えについては、守山市杉江遺跡や横江遺跡が答えを出してくれた。これまで、これらのことが理解できなかったのは、単に遺物が出土していなかったからではなく、伝世品中心の研究に頼りすぎたため中近世土器研究が立ち遅れ、近世陶器として信楽焼きが片隅に追いやられていたからにすぎない。おそらくいまでも目に触れず眠っているものが多数あると考えられる。近年の中近世考古学のブームのなかで最近の発見のものについては報告が少なからず行われているが、その数は一番最近でも、多量に初源期と隆盛期の信楽焼きのこね鉢と摺鉢を出土した野洲町常楽寺遺跡のように、その分布度は年毎に増える一方である。

よって、「その受容について」として上げられている遺跡だけで片付けられる問題ではないのであるが。たとえこれらの遺跡を例にとるとしても、そのなかには、古墓と集落跡の二つの傾向のものがあることや、集落跡を見るにも、例えば佐々木氏が押領しようとしたこともある延暦寺の寺領の近江八幡千僧供遺跡、日吉大社や青蓮院の莊園であった栗東町總遺跡、真宗の道場の中心地であった守山の杉江遺跡、横江遺跡、延暦寺の門前町である大津市坂本遺跡、地方都市である妙楽寺遺跡（日夏氏の城下町ではない）等と種々の性格の遺跡が含まれていることが解る。つまりこれは、信楽が出土しているかどうか、常滑の甕を所有しているかどうかということだけで遺跡の種類を示していないことがわかる。ひとつの器種だけで集落の色分けをするのはまず無理であるといわざるをえない。

もし、仮に初期信楽焼きが出土する遺跡が佐々木氏と密接な関係があるとするとしても、これらの遺跡の性格をまず一件一件あたり実証する必要があるだろう

う。これらは、ひとつひとつの遺跡の歴史と遺物の組成をあたれば解ることであるが、おそらくこれも前段のように無理であろうと考えられる。

ここではこのなかのひとつとして、特に横江遺跡について、発掘調査担当者として明確にさせておきたい。まず、別添(表1、図1)のデータのとおり、土器組成のうえからはまったく一般の集落としかいいようがないということ、さらに遺構としては、土壇と多数の方形土壇を持つ(寺院化されるまでの中世新興仏教道場と考えられるが本旨を外れるのでこのことについては稿を別にしたい)住居を中心として6軒程の家が集合する溝囲いの集落跡であることは報告のとおりであるが、区画溝を持つ集落をすぐ在地有力土豪の生活の跡とするわけにはいかない。近江でもおおよそ中世の集落は溝で区画されている。この論でいけば、近江の中世の集落はすべて富有の土豪層の屋敷地ばかりになってしまうわけである。これは城館と集落とが混同しており整理できていない結果のように感じられる。

遺構論としての実証のないままに「企画性のある大規模な区画での居住形態＝富有な輩、在地土的性格を有する一族」とするにははなはだ速断すぎるわけである。現在きっちりとした集落跡研究も行われていない段階での断定的な判断は大きな誤解をまねくであろう。やはり、集落の形態と、機能としてのランドマークとは、個々の遺跡を当たり、もう少し分離して考えたうえで慎重に扱わなければならないと感ずる。

つまり、これらのことから初期信楽の受けてが、佐々木氏の有力な在地土豪層や在地武士団とするには、甚だ根拠の薄いものであると云わざるをえないのである。近江の一般的な中近世土器のあり方から考えて、信楽焼きは日常雑器のひとつの器種であり、極一般的なレベルで日常的に流通し消費されていた製品のひとつとしてしか考えられない。さらにこのことは、次の生産地の問題を見れば不可能なことがお明らかである。

3. 信楽庄のことについて

信楽焼きの窯跡の存在する地域は、古代でいうところの信楽郷または信楽庄である。信楽庄は大字雲井(宮町、黄瀬、牧、刺旨)、長野(神山、江田、長野、田代、畑)、朝宮(上朝宮、下朝宮、宮尻)、小原(西、杵原、中野、杉山、小川、小川出)、多羅尾からなる郷で、古くは関白藤原頼道(990～1074)の私領であった。その後、高陽院領(本名藤原泰子1139～1155、父は藤原忠実、母は源師子で鳥羽天皇の皇后であった。)を経て近衛家の領するところとなっている。

近衛家といえ、もと北家藤原房前を祖とし、その子孫藤原道長からその子頼道を経て、またその子近衛

基実が始まる五摂家の筆頭であり、平安時代は代々、摂政関白を司る家柄である。その後も近衛文應に至るまで動乱の世を生き抜いて現代に至っている。

もともと藤原頼道の私領であった信楽庄が、近衛家に移るのは、近衛基実から数えて七代目の近衛家基の正応4年(1291)の時に小川に居住し始めた頃からの様である。その子経平に至っても病をもって官を辞し、この地に居し同郷を領している。

その後、記録では文明3年(1471)より、伝承では嘉元4年(1306)より、代官職に多羅尾氏を置き税の徴収にあたらせている。この関係は記録で何う限り少なくとも、当時佐々木氏に属していたと言われている明応9年(1501)までは続いていることになる。

また、多羅尾氏は関白近衛家基の孫、師俊が多羅尾氏を称し始めたのが祖である。その後、光義—光紀—光吉—光俊(本能寺の変後遁走した徳川家康を甲賀で道案内をし無事窮地を脱しさせている。その貢献でその所領を安堵される)と続き、一時六角氏に属していたが元龜・天正の戦い以後、織田信長に属し山城・伊賀・信楽を領した。また、近世に入っても豊臣秀吉、徳川家康と仕えており、そのまま明治まで続いている。

一方、これを佐々木氏側から見ると、信楽庄内にも、守護の権力を行使して国人層を家臣団に組織したと考えられる佐々木氏関係の在地武士の名が見え、その一部を領していたり居としていたことがわかる。

それらの名を挙げると宮町では柑子村島城主望月氏、鶴飼氏、長野を居とする長野氏、小川を居とする小川氏、そして代官の多羅尾氏である。これらはいずれも甲賀五十三家と言われる甲賀武士である。甲賀武士は郡惣中といわれる近郷の同名中で地域的に結合していく連合体による自治組織で形成された地侍群であり、これらの内五十三家は応仁の乱の内、長享元年(1487)に起こった長享の乱(釣の陣攻め)で足利義尚が六角高頼親子を討とうとしたときに六角氏に属し戦功があったものを甲賀五十三騎と称したのが始まりとされている。これ以後、これらの武士達は織田信長による永禄11年(1568)観音寺城の陥落と六角氏の敗走以降、元龜元年(1570)野洲川の戦い、天正2年(1574)石部城攻めと相次ぐ元龜・天正の甲賀攻めに、織田信長の軍門に下っていく。つまり多羅尾氏を含むこれらの武士が、六角の支配下に置かれていたのは僅か80年程であったということになる。しかも、これらの武士達は郡惣中という自治的な組織を形成している者たちであり、佐々木氏の絶対の配下といいきることは出来ない。

つまり、信楽庄全体から見れば、平安時代以来、藤原頼道—高陽院と藤原氏の莊園であり、鎌倉時代から守護による領国制が広まる南北朝を経て守護大名によ

| 形態 | 器種 | 地区・個体数 | | | |
|------|------------|--------|------|------|------|
| | | 第2地区 | 第3地区 | 第7地区 | 第9地区 |
| 供膳形態 | 土師質土器皿 | 5 | 52 | 63 | 251 |
| | 黒色土器碗 | 6 | 35 | 36 | 284 |
| | 瓦 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| | 瀬戸・美濃陶器碗 | 0 | 5 | 1 | 1 |
| 磁器 | 2 | 22 | 6 | 50 | |
| 小計 | | 13 | 115 | 106 | 591 |
| 煮沸形態 | 土師質土器釜 | 5 | 4 | 6 | 16 |
| | 瓦質土器鋳付 | 0 | 20 | 8 | 66 |
| | 瓦質土器受口鍋 | 0 | 2 | 1 | 12 |
| | 土師質土器ほうらく | 0 | 6 | 2 | 10 |
| 石鍋 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| 小計 | | 5 | 32 | 17 | 104 |
| 調理形態 | 山茶碗系こね鉢 | 1 | 1 | 3 | 68 |
| | 東播系こね鉢 | 0 | 2 | 3 | 119 |
| | 信楽焼きこね鉢 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| | 瀬戸おろしざら | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 小計 | | 1 | 5 | 6 | 190 |
| 貯蔵形態 | 常滑カメ | 1 | 4 | 1 | 14 |
| | 信楽カメ | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 常滑壺 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| | 信楽壺 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 東播壺 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | 瀬戸瓶・壺 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 磁器 | 0 | 4 | 1 | 3 | |
| 小計 | | 1 | 14 | 6 | 24 |
| 調度形態 | 磁器(香炉・合子等) | 1 | 2 | 1 | 2 |
| | 火舎 | 0 | 1 | 3 | 21 |
| 瓦 | 0 | 2 | 0 | 3 | |
| 小計 | | 1 | 5 | 4 | 26 |
| 合計 | | 21 | 171 | 139 | 935 |

表1 横江遺跡土器組成表(ロータス1・2・3により作成)

る領国制となった室町時代でも近衛氏を領主とし在地の代官がこれを治める姿がこの記録から解る。その後、荘園の解体する戦国時代にあつては、多羅尾氏とともに信楽庄は運命を共にし、織田信長が近江を抑えた時点から織田信長に属し生き延びることになる。

このことから考えて1570年以降については、荘園が解体し在地の代官であった多羅尾氏がそのまま近世以降も領していくこととなったと考えられる。

従って、近江守護という地位以外には信楽焼きと結び付くものはいまのところない。(守護の領地としては記録では甲賀郡には柏木庄しかないようである。)室町時代にも守護使不入権が認められている荘園に佐々木氏が入り込む余地は全くないのである。それを示すように記録によれば明応9年(1501)、近衛政家の代、代官多羅尾四郎兵衛の時に、信楽庄が佐々木高頼が押領しようとしたことがあったが、このとき近江で当時かなりの実権があったと考えられる伊庭氏と公家の飛鳥井氏(近衛氏と姻戚関係)の調定により和解している。余程この地が欲しかったのかもしれないが手に入れることは出来なかったようである。

以上のことから、信楽庄の記録から見れば信楽焼きの古窯が存在する信楽庄という場所と、また信楽焼きが出現する鎌倉前期という時代にあつては、古くは藤原家から近衛家の領するところの、いわゆる権門領主の荘園であつたと考えられる。しかも、これらの生産には在地の国人である多羅尾氏が、深くかかわっている。そして、摺鉢生産が隆盛で茶道具の生産が始まろうとしていた時期以降は、多羅尾氏ごと織田信長の勢力の及ぶところとなったようである。

これらのことは、信楽生産を考える上で最も重要な点である。しかしながら、信楽焼の生産がどの様にして開始されたのかという答えにはならない。これが、さらに今後の問題となっていくところであろう。

4. まとめ

以上のことから、信楽焼きの生産に関して考えると生産そのものは、窯の存在する地域の支配形態から考えても、土器形態の発展性、当時の近江の土器組成から考えても中世初頭から始まる非常に中世的な土器生産形態であるといえる。

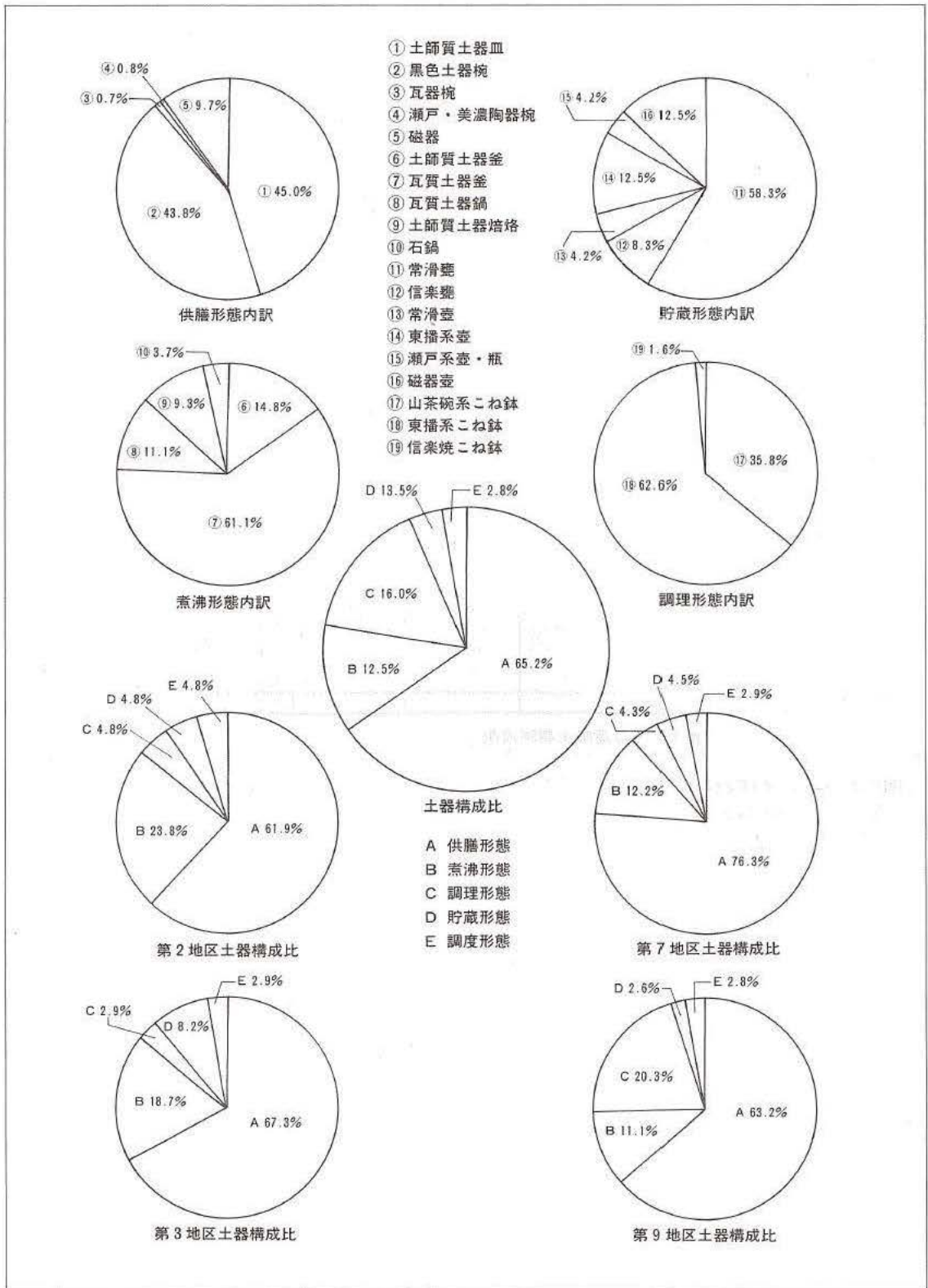


図1 横江遺跡土器構成比図 (ロータス1・2・3により作成)

そしてそれは、須恵器から始まり大規模な生産によって、一国を越えて遠隔地に多量に流通していた東播系や常滑等の窯群とは異なり、信楽焼きの生産は決して大規模なものではなく生産開始当初は、(現段階での近江を越えて出土する遺物を見るに、もうひとつの生産地である伊賀を除けば、畿内圏内では物の移動としての遺物以外では、県外での出土品は圧倒的に織田信長の上洛前後を境としている。) 荘園を維持して行くための生産から国内の需用に対して供給していくための生産であったと考えるのが妥当であろう。

しかもその販売権の中心は、湖北や湖西北部での分布が常滑焼きや越前焼きに押されている様相からも湖南、湖東にあったといえる。これは中世期において湖南、湖東地域で東播系のこね鉢と常滑山茶碗系こね鉢が対峙している様相と似ている。これらの様相は、信楽焼きが常滑や東播系、越前焼きの窯を決して駆逐しているのではなく、このあたりでは、摺鉢は信楽のものを使い、大甕は常滑を使う。というふうに、消費と生産の関係による「補完関係」から、何は何を使うという器種と形態の使い分けという現象が起きている現れと考えることができる。そしてそれが即、高価—廉価という問題だけがかたづけられるものではないことも言うまでもない。

よって当然のごとく、古代から続き遠隔地流通を行っている大規模な常滑生産が信楽焼きの生産によって駆逐されるということは全く考えられないのである。

中世の商工業者は、律令体制の崩壊後独立した職人層として非常に組織力と商業力を持った存在であったようである。時として強いものにもつきまた反し、世の中を渡ってきた。商工業者は、相反する体制にも商業活動を行っていくようである。それを示すように近江の中でも中世土器はひとつの流れを持った生産と流通、消費が行われている。

従って、窯が存在する地域の支配形態を考えても、それらの生産に対しては大きな窯場と財力を想像させる近世以降の信楽生産の面影や近江の守護というだけでの分布から庇護者としての名をあて一国の産業者として生産を管理していくというような御用窯的な発想は全く不可能であるといわざるをえない。

一国の守護が生産を管理していれば織田信長によって佐々木氏とともに壊滅的な被害を受けているであろうし、佐々木氏の生産に係わるきちんとした記録も残っていないよう。商業が武力でも勝ち得なかったことは、楽市楽座を敷きながら一方で座を安堵していくという織田信長の商業政策でも明らかである。

消費地の分布と型式変遷を考える限り激動の近江を信楽焼きは悠悠と生き延びている。それはまさしく近衛文磨まで続く信楽庄の領主である近衛氏の力と荘園

解体後も織田信長—豊臣秀吉—徳川家康と近世以降も生き延びる代官の多羅尾氏の力と甲賀群の特異な自治組織「群惣中」とによって培われてきたものであろう。

中世日常雑器生産から始まった、信楽焼き生産の今日のような信楽焼きとしての名声と生産力は、以前にも画期として述べたとおり、やはり織田信長という時代と名物思考から始まる茶の湯文化の影響であると考えられる。そして、さらに江戸時代の諸国物産の奨励と茶生産による茶壺生産によって新たな道を切り開かれ、伊万里等の肥前系陶器の生産力と流行により、それを取り入れた信楽は六古窯に数え挙げられる位の窯場となり、その後もますます発展し今日に至ったのである。

5. 補説

モンテリウス氏から佐原眞氏に至るまで考古学的な土器研究は、層位学と型式学を基本とし、一括遺物と組合せから相対年代と型式・様式を明らかにしてきた。さらに最近では、そこから組成や分布と多角的に土器を捉え、その背後に潜む生産の問題や流通の問題、ひいては社会そのものを明らかにしえるものとして研究が進められている。ここで扱う遺物は、もちろん基本的に発掘調査によって発見された遺構に伴う一括遺物である。これはどの時代の遺物であれ、消費地、生産地の遺物であれ、ものを問わず考古学的研究の基礎ともいうべきところである。

しかしながら、時としてある特殊な遺物を扱うとき非考古学的方法が用いられる場合がある。それは、遺物が美術品として現代にも生き延びている場合往々にして起こっているようである。この場合、そのものだけを取り出されて、扱う遺物の多くは遺構を離れてしまい、一括性と土器組成を無視される。また、生産地に取り扱われる遺物は窯の表土採取遺物となり、さらに伝世品と闇雲にその物体だけが集められ並べられ論じられる場合が多い。そしてその結果、ひとつのものに固執してしまうため、その時代の土器組成のあり方そのものが欠落してしまい、全体の流れが全く見えないという危険性が考えられる。これは美術史的にはよいが考古学上は非常によくない。

本来的にはこのような手法は間違いであり、考古学的な使命からいえば、全てその時代に存在したひとつの器種の土器として扱い、考古学的手法により土器研究が行われなければならない。

以前の陶磁器研究の反省と一括遺物から考えようという考古学的研究の大切さについてや、宮城県から九州まで全国48個を越える中世窯の発見から、もはや六古窯だけがかたづけられるような問題ではない段階に来ていること等は、既に数年も前から報告されている

ところである。

今後の近江の中近世の土器研究の行く末を考える意味でも本稿はそれらの確認を再度行った次第である。

(木戸 雅寿)

注

- ①木戸雅寿「近江における15～16世紀の土器について」『中近世土器の基礎研究Ⅴ』日本中世土器研究会 1989・11
- ②森 隆「滋賀県における古代末・中世土器」『中近世土器の基礎研究Ⅱ』日本中世土器研究会 1986・12
- ③松澤 修「信楽編年の覚え書」『滋賀文化財だより No.143』1990・2
- ④森 隆氏に実見する機会と貴重な助言をいただいた。

た。記して感謝したい。

- ⑤中井 均氏から御教示をいただいた。
- ⑥木戸雅寿『横江遺跡発掘調査報告書Ⅰ』滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1986・3
- ⑦〔近衛家所蔵文書〕信楽請文 文明3年3月17日
- ⑧〔後法興院日記〕明応9年10月8日～11月22日
- ⑨梶崎彰一「出土日本陶磁研究史」『鳥根県立博物館調査報告』第三冊 1982

参考文献

- 1、阿部 猛・西村圭子編『戦国人名事典』新人物往来社
- 2、高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』角川書店
- 3、滋賀県甲賀郡教育会編『甲賀郡史』名寄出版会

新刊図書のご紹介

- 長浜新川中小河川改修工事に伴う 鴨田遺跡発掘調査報告書Ⅰ
- 長命寺川（蛇砂川）中小河川改修工事関連埋蔵文化財調査報告 金剛寺・後川遺跡発掘調査報告書Ⅰ
- 県道佐野長浜線道路改良工事に伴う 国友遺跡発掘調査報告書
- 県道高野・守山線持殊改良工事に伴う 高野・辻遺跡発掘調査報告書Ⅱ
- 文化財調査出土遺物仮収納保管業務平成元年度発掘調査概要
- 県道大津守山近江八幡線単独道路改良工事に伴う 六条遺跡発掘調査報告書
- 錦織・南滋賀遺跡近江国片跡発掘調査概要Ⅳ
- 県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書Ⅵ-1 法勝寺遺跡
- " " " " Ⅵ-2 下之郷・法養寺遺跡
- " " " " Ⅵ-3 下之郷・法養寺遺跡 五斗井遺跡
- ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書（ⅩⅦ-2）下之郷遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-3）長寺（横枕古墳群）遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-4）下之郷・法養寺遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-5）大手前遺跡・金剛寺遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-6）高木遺跡・後川遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-7）大手前遺跡・上下遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-8）上下遺跡・常衛遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-9）中出・杉江東・神照寺坊・地蔵遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-10）市子遺跡・平塚遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-11）杉ノ木遺跡
- " " " " （ⅩⅦ-12）御倉遺跡
- 近江の遺跡——国・県指定の史跡、考古資料——
- 近江の文化財教室2（合本）
- 滋賀県の諸職——滋賀県諸職関係民族文化財調査報告書——